

(様式-1)

八千代市登園許可証明書(医師記入)暫定版

※この証明書は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみ使用となります
保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。園児の健康回復と感染症の流行規模を最小限にするため、下記の感染症について、医師の判断による登園許可証明書の提出をお願いいたします。

八千代市では、八千代市保育園等健康支援検討委員会において、園児の健康回復・維持及び周囲への感染拡大防止の観点から「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

施設名

児童氏名

該当疾患に○	疾患名	登園の目安
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること。
	風疹	発疹がすべて消失していること。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
	咽頭結膜熱・アデノウイルス感染症(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること。
	流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められていること。
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤により5日間の治療が終了していること。
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること。
	その他 () ※結核、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎等	

上記の疾患で 年 月 日から療養中のところ、病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、 年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日 医療機関名 :

医師名 :